

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名

処 分 庁 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年11月30日付けで提起された上記処分庁の保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の請求人に対する保護申請却下処分を取り消す。

事 実

処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づき平成24年10月10日付けで保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで請求人に通知した。

請求人は、本件処分を不服として、法第64条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張した。

請求人は、を、はを患っている。このような中、求職活動を行ってきたが就職には至らず、収入もなく生活困窮にて平成 年 月 日に保護申請を行った。

しかし、この申請に対し、処分庁は、「**■**の能力不活用（就労能力）による。」という理由から本件処分を行った。

求職活動をしてきたものの結果として就職に至らず、生活困窮状態であるのに、当該理由により保護申請が却下されたことについては納得できない。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものであって、同庁は、その理由としておおむね次のとおり述べた。

法第4条第1項は、保護の補足性の要件として、「保護は、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活を維持するために活用することを要件として行われる。」と規定している。そして、稼働能力のあるものはその能力に応じて就労し、資産として活用できるものはそれを活用することが保護の要件ということになる。

請求人の**■**については、平成**■**年**■**月**■**日に**■**に対し外来患者病状調査を行ったところ、**■**年以上の通院もなく、**■**の症状も治まっているとの結果であったことから、**■**については稼働可能であると判断したものである。

審査請求書には、請求人の**■**は、同年**■**月から**■**ハローワークに通い求職活動を行っている旨と記載されているが、保護申請時点においてハローワークに登録もされておらず、稼働能力を有しながらその能力を活用していないことから、本件処分を行ったものである。



3 請求人の反論

請求人は、上記2の処分庁の弁明に対し、おおむね次のとおり反論した。

■の**■**は、現在も症状があり、通院治療をした方がよいと担当医は話している。症状は安定しているが完治したわけではない。今回の却下処分に至ったのは、処分庁の調査不足によるものである。

4 審査庁の事実認定及び判断

(1) 本件処分については、請求人及び処分庁の主張並びに審査庁の調査により、次の事実が認められる。

ア 平成**■**年**■**月**■**日、請求人は、処分庁に対し生活保護申請を行い、処分庁は、それを受理した。

イ 平成**■**年**■**月**■**日、処分庁は、請求人について、**■**病院に対し病状調査を行った。病状調査の結果、請求人の病状は**■**であり、請求人は稼

働不能であるとの判断に至った。

ウ 平成 年 月 日、処分庁は、請求人の について、 病院に対し病状調査を行った。病状調査の結果、請求人の妻は、主治医の意見によると、当該医療機関に 年間受診がなく、最近採血検査をした結果では は治っており症状もみられず、 年間服薬もなく生活し、症状が治まっていることから再発も考えにくいとのことであり、稼働可能であるとの判断に至った。

エ 平成 年 月 日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、請求人及びその の病状調査を実施した結果、 は稼働可能であるとの判断に至ったことから、保護申請における申立て内容と相違が見られ、稼働能力を活用していないとの結論に至った。

オ 平成24年10月10日、処分庁は、本件処分を行い、同日付けで請求人に通知した。

(2) 法第4条第1項の「能力」には、稼働能力が含まれるが、生活保護を受けるためには、その稼働能力を最低限度の生活維持のために活用することが求められるものであって、稼働能力を有し稼働可能であるのに稼働していない場合、生活保護は受けられないことが原則であるが、稼働の意思と能力があり求職活動も行っているにもかかわらず、現実には就職に至らず稼働することが不可能であるときには、保護を受けることは可能である。

判例上も、法第4条第1項の補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても、実際に活用できる場がなければ、「利用し得る能力を活用していない。」とはいえないとされている。(名古屋高裁平成9年8月8日判決)

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「実施要領」という。)第4の1において、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」とされている。

さらに、実施要領第11の1(2)において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資産の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないとき



は、保護の要件に欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」とされている。

(3) これを本件についてみるに、上記(1)イのとおり、請求人については、平成 年 月 日に処分庁が 病院に対し行った病状調査の結果、請求人の病状は であり稼働不能であると判断されている。

また、上記(1)ウのとおり、請求人の については、平成 年 月 日に処分庁が 病院に対し行った病状調査の結果、当該医療機関に 年間受診がなく、最近採血検査をした結果では は治っており症状もみられない上、 年間服薬もなく生活し、症状が治まっていることから再発も考えにくいという主治医の意見から、稼働可能であると判断されている。

そして、処分庁は、それぞれの病状調査の結果を基にケース診断会議を行い、妻の稼働能力不活用を理由に本件処分を行ったものである。

しかし、処分庁は、保護申請時において請求人の が就職に至っていない状況であれば、就労に向けた適切な助言指導を行う必要があり、また、稼働能力があるとしても、その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについても十分な調査・検討を行う必要がある。

請求人の が就職に至っていない事実のみをもって、稼働能力の不活用を理由として行われた本件処分については、処分庁が行うべき就労に向けた助言指導及び稼働能力を活用しているか否かについての十分な調査検討が、それぞれ適切に行われたとは言い難いものであり、瑕疵が認められる。

(4) 以上のことから、本件審査請求には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成25年11月25日

茨城県知事 橋本



(不服申立てに係る教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し、再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができなくなります。

(処分及び裁決の取消しの訴えに係る教示)

- 2 この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この裁決の前提となる処分をした[]を被告として(訴訟において[]を代表する者は、[]長となります。)処分の取消しの訴えを、又はこの裁決をした茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

